

あります。故に、特にこれを記載いたしまして、株主をしてこの危険な取引の状況について何時でも知り得るものとす。

昭和二十五年三月八日印刷

昭和二十五年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁

(第四部)

第七回 参議院法務委員会會議録第五号

昭和二十五年三月三日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○商法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○公債會開會に關する件

○檢察及び裁判の運営に關する調査の件

午前十一時十一分開會

○委員長(伊藤修吉) それではこれより法務委員會を開きます。商法の一部を改正する法律案につきまして、昨日に引続き政府委員に御説明をお願いいたします。

○政府委員(岡田繁一君) 昨日は要綱の三十まで御説明申し上げましたので、本日は三十一以降について簡単に御説明申し上げます。

三十一と三十二は取締役の責任に關する要綱でございますので、一括して御説明申し上げます。取締役は法令定款の定め、及び株主總會の決議を守りつつ会社のため忠実に職務を執行する責務を負うのでありますが、この外新法におきましては、改正法案におきましては、特別に二百六十八條の規定を設けまして、個別的に取締役が責任を負うべき場合を定めたわけでござい

ます。即ち一といたしまして、不法配当の議案を總會に提出して、これがため總會は不法な配当をいたしたという場合に、株主はその配当額を会社に返還したさなければならぬのであります。が、株主の返還すべき配当額につき

まして、取締役は責任を認めなければならぬ。第二は、会社が取締役に対しして金銭の貸付をいたしました場合に、弁済期が参りましてその弁済を得ない額、言い換えれば、貸金の未済額につきまして取締役に通帯して弁済すべき責任を認めたのであります。

第三は、取締役が株主總會の認許を得ずして、自己又は第三者のために会社の營業の部類に屬する取引をした場合に、取締役が自己又は第三者のために会社と取引をした場合に、これによつて会社に蒙らせた損害額を連帯して支拂う義務があるわけであります。

ただ商法上の行為につきまして、取締役の決議によつてこれらの行為が行われた場合には、この決議に反対した取締役は免責されるということにいたしましたのであります。現行法に

おきましては、取締役の責任が一般的、包括的であり、これを、改正法案におきましては、具体的に、明確にしたというのでござい。尙

現行法では取締役の責任につきましては、總會の特別決議を以てこれを免除することができるということになつております。が、現行法で申しますと、二百四十五條の第一項の第四号でござい。この免除につきま

しては、設立における発起人の責任と同様に、株主全員の同意のある場合の外は免除を認めないということにいたしましたのであります。二百六十六條の第四項がその規定でござい。尤も自己取

引につきましては、あとに述べますように例外を認めております。

以上が取締役の会社に対する責任でござい。取締役の第三者に対する責任につきまして、現行法が責任原因を法令定款違反に限定しておりましたのを、改正法案では任務一般を責任原因としたことになりました。ただ主観的要求を、悪意又は重大なる過失に限ることとしたのであります。これは二百六十六條ノ三の規定でござい。

尙第三者が不測の損害を蒙る場合の多い、例えて申しますと、株式申込証、目論見書、附屬明細書等に虚偽の記載をした、或いは虚偽の登記、公告を定を設けまして、その責任を明らかにいたしております。二百六十六條の第三項の後段がそれに該当したわけであります。

取締役の營業及び自己取引に關する改正点は次の通りでござい。即ち取締役が自己又は第三者のために会社の營業の部類に屬する取引をするに、總會の認許を要するものといたしまして、その認許は発行済株式の総数の三分の二以上の多数を以てすることといたしております。若し認許を得ないで取引をした場合には、従来通り株主總會はこれを会社のためにしたものと見なすことができることは従来の通りでござい。條文は二百六十四條でござい。申上げるまでもないと思ひますが、この認許の形式は発

行済株式総数の三分の二以上の多数でなすということになつております。

これはいわゆる特別決議よりもつと要件が加重されているということに十分御留意を賜りたいと存じます。又自己取引につきましては二百六十五條の規定でござい。取締役の承認を要するということにいたしましたのであります。その承認を得ないで強断で取引をしたという場合には、先程申しましたように二百六十六條によりまして、会社に損害を與えた場合には会社に對して賠償責任を負うということになつております。この責任につきましては二百六十六條の第五項によりまして、発行済株式の三分の二以上の多数を以て免除するということを持別に認めておるわけであります。

言い換へますれば、その自己取引が極めて安当である、そのときにおける会社の需要に對して極めて適切な措置であるというふうな場合には、取引の重要な事実を株主總會に開示いたしまして、その発行済株式の総数の三分の二という多数を以て、それではよろしいということになり。それではよろしいものと考へまして、特にこのときだけに限りまして免除の規定を設けたわけでござい。

次は三十三でござい。現行法で申しますと二百六十八條でござい。が、株主總會で、取締役に対して訴えを提起することを否決した場合において、初めて少数株主の權利として取

締役の責任を追及するために、監査役に対し取締役に対する訴えの提起を請求することを認め、この場合には会社は必ず訴えを提起しなければならぬことになつておるのであります。が、改正案では株主として、その資格において、何らの條件なしに当然会社に對して訴えの提起を請求することができるといふことになりましたと同時に、若し万一会社が訴えを提起したなかつた場合、又は会社に請求してはたして時機を失して回復すべからざる損害を生ずるといふふうな特別な場合には、株主がみずから会社のために訴えを提起することを認めることにいたしましたのであります。二百六十七條の條文がこれを規定いたしております。これはいわゆる代表訴訟と呼ばれておるものであります。会社や株主はこの訴訟に何時でも参加いたすことができま

す。これは二百六十八條の規定でござい。この訴えは、株主が原告となつて提起する訴えであります。会社のために提起する訴えであります。その判決は民事訴訟法の第二百一條第二項の規定によりまして、会社に對しても効力を有するということになろうかと考へます。原告と被告、言い換へれば、株主と取締役とが訴訟して会社の權利を害するやうな行為をするといふことが、必ずしもなくてはならないと考へますので、かかる場合に、判決を得た場合には、会社又は株主はこの判決に對して再審の訴えを起すことができるということにいたして

C11113

あります。これが二百六十八條ノ三でございす。尙勝訴した株主は、弁護士に支拂うべき相当なる報酬額を会社に請求できますし、株主が敗訴した場合には、悪意あるときに限りまして、会社に対して損害賠償の責を負うというにいたしてあります。二百六十八條ノ二がその規定でございす。

次に第三十四の説明を申し上げます。これは取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反の行為をして、会社に回復すべからざる損害を生ずる虞がある場合には、株主は取締役に対してその行為の差止めを請求することができるといふのでございまして、アメリカにおきましてインジャンクションと呼ばれております訴えを認めようとするわけでございす。條文中申しますと二百七十二條でございす。これは訴えで行くのか、それとも非訟事件手続として取扱われるのか、規定の上では必ずしもはつきりいたしておりませんが、立案いたした者の考え方としては、一応訴えにしよう、さうしてその権利保全のために差止めの仮処分を認めるといふ行き方が適當ではないかと考へておりますが、これは本委員会におかせられました十分御検討をお願いして、若し仮処分手続を認めることが適當であるというふうな御意見でございす。是非訟事件手続法におきましてその必要なる措置を立法的に講じたいと考えております。

次に要綱の三十七から四十四までは、新株の発行に関する事項であります。新株の発行に際して御説明申し上げようと思ひます。授權資本制度を採用いたしました結果、定款に定められ

ました会社の発行すべき総株数、言い換えれば、授權資本のうち未発行分の発行は、会社成立後は原則として取締役会において、定款の枠内で随時如何なる種類の株式……額面株か、或いは無額面株か普通株か優先株か転換権附の株であるか、然らざるものであるかを何株、如何なる価額で拂込期日をいつに定めて発行するか、或いは拂込額を如何に定めるか、又は現物出資がある場合に、それに対して如何なる数の株式を與えるかというふうな発行に関する事項は、取締役会が決定したものでございす。発行の価額を、株式の市場相場や会社の資産、内容、収益力等から判断いたしました、公正な価額を定めなければならないのは申すまでもございせんが、発行価額その他の発行の條件は、原則として各発行ごとに均等でなければならないといふことにいたしてあります。只今申しましたのは、條文中申しますと二百八十八條ノ二及び二百八十八條ノ三でございす。若し取締役会が文當に低い発行価額で株式を発行すれば、これは旧株主の権利を害することになるのでありまして違法な発行でございす。又取締役が自己の利益を図るために、或いは株主總會に多数者たる地位を維持し、又はこれを獲得するために、自己又は第三者に対して株式を発行するといふふうなことがありまると、これ亦違法な発行でありまして、かかる法令、或いは定款違反、又は不正な株式の発行に對しましては、株主は取締役に対してその発行の停止を請求できることといたしてあります。これは二百八十八條ノ十でございす。又取締役

と通謀して、不当に低い価額で株式を引受けて株主となつた者は、その取締役と連帯して、公正な価額との差額を会社に對して損害賠償として支拂わなければならないといふことにいたしてあります。これは二百八十八條ノ十一の第一項でございす。本来株主は対価を支拂つて株式を取得した以上は責任を追及されないのが建前でございす。が、取締役と特に通謀して不当な低い価額で株式を買受けたという場合に、免がれて恥がないといふのでは、他の株主の権利を害することが甚だしいやうに考へますので、この場合に限つて實質的には追出資を認めるのが相當ではないかと考へまして、かような規定を設けたわけでございす。この場合には取締役と通謀して、発行しているといふ關係上、取締役がその追出資を履行せしめなといふ虞れもありま

すので、この場合には株主を相手取つて他の一般の株主から代表訴訟を提起することを認めるのが相當かと考へまして、二百八十八條ノ十一に第二項の規定を設けたわけでございす。それから新株の発行につきましては、設立の場合の株式発行の場合と異りまして、拂込をした新株の引受人は拂込期日から株主となるというにいたしてあります。従つて若し拂込期日に拂込を怠つたときには當然、失権する、さうしてその引受けた株式は未発行株となり、従つて株式発行の登記も改正案のもとでは新株発行という特別の登記がななく、一般の原則によつて変更登記をいたすといふことになつております。これは二百八十八條ノ九でございす。新株発行につきまして最も重大な問題

は、新株の引受権と現物出資の問題であるやうかと存じますので、この二つの問題について簡単に御説明を申し上げておきたいと思ひます。新株の発行は、旧株主の議決権、或いは利益配當、残余財産分配等に関する割合的權利を害するものであるといふに考へられまして、通常株主總會におきまして、増資の決議をする場合には、旧株主に多少の新株引受権を認めるといふことが實際の慣行のうちに承つております。併しこの旧株主の引受権というものを無制限に認めますといふと、会社といふものは資本を一般市場から最も有利な條件の下に調達するといふ趣が封せられてしまふので、實際におきまして旧株主には一部の引受権のみを認めて、残余は公募してゐるという実情のうちに承知してありますが、この点も考へ、他面一般には普通株しか発行されておらず、新株引受権の処理は比較的簡單かと思ひますが、この改正案に従ひまして数種の株式が設立の当初から盛んに発行されるといふふうになりますと、新株引受権の割當をいたします場合に、計算技術的にも相當の困難が伴うかと考へますので、法制審議会の商法部会におきましてはいろいろ御検討がございまして、結局答申をいたしましては、株主は法律上は當然に新株の引受権を有するものではない、会社は定款又は特別決議を以て株主又は第三者に新株引受権を與へることができるといふふうなことを御答申になりまして、要綱では三七七にその趣旨の要綱を掲げておるわけでございす。一応この線に沿つて立案いたしましたのでございすが、いろいろ検討いたしてあります

るうちに、新株引受権というものはアメリカにおきましては非常に重大に或いは神聖に取扱われております關係上、株主が新株の引受権を有するか否かといふことを必ず定款に記載せしむる、而も原始定款にこれを記載せしむることが適切であるといふふうな關係方面の強い示唆もございまして、新株引受権の処理が如何ようになされるかといふことを原始定款に記載せしむるといふことにいたしまして、百六十六條ノ第一項の第五号に特に規定することになつたわけでございす。

それからこれは逐條説明のときに細かく御説明申し上げたいと思ひます。が、原始定款に掲げます新株引受権は授權の枠の範囲における株式の発行に關して與へられる新株引受権でございまして、若し將來定款を変更いたしましたして授權の枠を拡張して行くといふ場合には、又その際に當然新株引受権が、拡張せられた未発行株について如何ように取扱へるかといふことを定めなければならない、従ひまして總會の特別決議においてこれが定められした場合には、又その決議の内容を定款に記載しなければならないといふこと

にいたしたいと考へてあります。これが三百四十七條ノ第二項の規定でございす。

次に現物出資でございすが、現行法では現物出資は会社設立の場合に發起人に限つて認められておるのであります。が、新株の発行につきましては、何人も自由に現物出資を認めるといふことにいたしました。併し現物出資はとかくその評価の上で不正が行われまして、いわゆる株式の水増しの弊害を

免がれて恥がないといふのでは、他の株主の権利を害することが甚だしいやうに考へますので、この場合に限つて實質的には追出資を認めるのが相當ではないかと考へまして、かような規定を設けたわけでございす。この場合には取締役と通謀して、発行しているといふ關係上、取締役がその追出資を履行せしめなといふ虞れもありま

すので、この場合には株主を相手取つて他の一般の株主から代表訴訟を提起することを認めるのが相當かと考へまして、二百八十八條ノ十一に第二項の規定を設けたわけでございす。それから新株の発行につきましては、設立の場合の株式発行の場合と異りまして、拂込をした新株の引受人は拂込期日から株主となるというにいたしてあります。従つて若し拂込期日に拂込を怠つたときには當然、失権する、さうしてその引受けた株式は未発行株となり、従つて株式発行の登記も改正案のもとでは新株発行という特別の登記がななく、一般の原則によつて変更登記をいたすといふことになつております。これは二百八十八條ノ九でございす。新株発行につきまして最も重大な問題

は、新株の引受権と現物出資の問題であるやうかと存じますので、この二つの問題について簡単に御説明を申し上げておきたいと思ひます。新株の発行は、旧株主の議決権、或いは利益配當、残余財産分配等に関する割合的權利を害するものであるといふに考へられまして、通常株主總會におきまして、増資の決議をする場合には、旧株主に多少の新株引受権を認めるといふことが實際の慣行のうちに承つております。併しこの旧株主の引受権というものを無制限に認めますといふと、会社といふものは資本を一般市場から最も有利な條件の下に調達するといふ趣が封せられてしまふので、實際におきまして旧株主には一部の引受権のみを認めて、残余は公募してゐるという実情のうちに承知してありますが、この点も考へ、他面一般には普通株しか発行されておらず、新株引受権の処理は比較的簡單かと思ひますが、この改正案に従ひまして数種の株式が設立の当初から盛んに発行されるといふふうになりますと、新株引受権の割當をいたします場合に、計算技術的にも相當の困難が伴うかと考へますので、法制審議会の商法部会におきましてはいろいろ御検討がございまして、結局答申をいたしましては、株主は法律上は當然に新株の引受権を有するものではない、会社は定款又は特別決議を以て株主又は第三者に新株引受権を與へることができるといふふうなことを御答申になりまして、要綱では三七七にその趣旨の要綱を掲げておるわけでございす。一応この線に沿つて立案いたしましたのでございすが、いろいろ検討いたしてあります

るうちに、新株引受権というものはアメリカにおきましては非常に重大に或いは神聖に取扱われております關係上、株主が新株の引受権を有するか否かといふことを必ず定款に記載せしむる、而も原始定款にこれを記載せしむることが適切であるといふふうな關係方面の強い示唆もございまして、新株引受権の処理が如何ようになされるかといふことを原始定款に記載せしむるといふことにいたしまして、百六十六條ノ第一項の第五号に特に規定することになつたわけでございす。

それからこれは逐條説明のときに細かく御説明申し上げたいと思ひます。が、原始定款に掲げます新株引受権は授權の枠の範囲における株式の発行に關して與へられる新株引受権でございまして、若し將來定款を変更いたしましたして授權の枠を拡張して行くといふ場合には、又その際に當然新株引受権が、拡張せられた未発行株について如何ように取扱へるかといふことを定めなければならない、従ひまして總會の特別決議においてこれが定められした場合には、又その決議の内容を定款に記載しなければならないといふこと

にいたしたいと考へてあります。これが三百四十七條ノ第二項の規定でございす。

次に現物出資でございすが、現行法では現物出資は会社設立の場合に發起人に限つて認められておるのであります。が、新株の発行につきましては、何人も自由に現物出資を認めるといふことにいたしました。併し現物出資はとかくその評価の上で不正が行われまして、いわゆる株式の水増しの弊害を

免がれて恥がないといふのでは、他の株主の権利を害することが甚だしいやうに考へますので、この場合に限つて實質的には追出資を認めるのが相當ではないかと考へまして、かような規定を設けたわけでございす。この場合には取締役と通謀して、発行しているといふ關係上、取締役がその追出資を履行せしめなといふ虞れもありま

すので、この場合には株主を相手取つて他の一般の株主から代表訴訟を提起することを認めるのが相當かと考へまして、二百八十八條ノ十一に第二項の規定を設けたわけでございす。それから新株の発行につきましては、設立の場合の株式発行の場合と異りまして、拂込をした新株の引受人は拂込期日から株主となるというにいたしてあります。従つて若し拂込期日に拂込を怠つたときには當然、失権する、さうしてその引受けた株式は未発行株となり、従つて株式発行の登記も改正案のもとでは新株発行という特別の登記がななく、一般の原則によつて変更登記をいたすといふことになつております。これは二百八十八條ノ九でございす。新株発行につきまして最も重大な問題

は、新株の引受権と現物出資の問題であるやうかと存じますので、この二つの問題について簡単に御説明を申し上げておきたいと思ひます。新株の発行は、旧株主の議決権、或いは利益配當、残余財産分配等に関する割合的權利を害するものであるといふに考へられまして、通常株主總會におきまして、増資の決議をする場合には、旧株主に多少の新株引受権を認めるといふことが實際の慣行のうちに承つております。併しこの旧株主の引受権というものを無制限に認めますといふと、会社といふものは資本を一般市場から最も有利な條件の下に調達するといふ趣が封せられてしまふので、實際におきまして旧株主には一部の引受権のみを認めて、残余は公募してゐるという実情のうちに承知してありますが、この点も考へ、他面一般には普通株しか発行されておらず、新株引受権の処理は比較的簡單かと思ひますが、この改正案に従ひまして数種の株式が設立の当初から盛んに発行されるといふふうになりますと、新株引受権の割當をいたします場合に、計算技術的にも相當の困難が伴うかと考へますので、法制審議会の商法部会におきましてはいろいろ御検討がございまして、結局答申をいたしましては、株主は法律上は當然に新株の引受権を有するものではない、会社は定款又は特別決議を以て株主又は第三者に新株引受権を與へることができるといふふうなことを御答申になりまして、要綱では三七七にその趣旨の要綱を掲げておるわけでございす。一応この線に沿つて立案いたしましたのでございすが、いろいろ検討いたしてあります

るうちに、新株引受権というものはアメリカにおきましては非常に重大に或いは神聖に取扱われております關係上、株主が新株の引受権を有するか否かといふことを必ず定款に記載せしむる、而も原始定款にこれを記載せしむることが適切であるといふふうな關係方面の強い示唆もございまして、新株引受権の処理が如何ようになされるかといふことを原始定款に記載せしむるといふことにいたしまして、百六十六條ノ第一項の第五号に特に規定することになつたわけでございす。

それからこれは逐條説明のときに細かく御説明申し上げたいと思ひます。が、原始定款に掲げます新株引受権は授權の枠の範囲における株式の発行に關して與へられる新株引受権でございまして、若し將來定款を変更いたしましたして授權の枠を拡張して行くといふ場合には、又その際に當然新株引受権が、拡張せられた未発行株について如何ように取扱へるかといふことを定めなければならない、従ひまして總會の特別決議においてこれが定められした場合には、又その決議の内容を定款に記載しなければならないといふこと

する故に、これを一括して御説明申上げようと思ひます。授権資本制度を採用いたしました結果、定款に定められ

役に対してその発行の停止を請求できることとしたしております。これは二百八十條ノ十でございます。又取締役

たすということになっております。これは二百八十條ノ九でございます。新株発行につきまして最も重大な問題

げておるわけでございます。一応この線に沿つて立案いたしましたのでございすが、いろいろ検討いたしております

ことにいたしました。併し現物出資はとかくその評価の上で不正が行われまして、いわゆる株式の水増しの弊害を

件い易いことに鑑みまして、発起人の現物出資の場合に準じて裁判所の選任する検査役による厳格なる検査を行わせることにいたしました。但し現物出資に対して與える株数が発行済株数の二十分の一を超えないときは検査を要しないということにいたしましたのであります。二百八十條ノ八がその規定でございます。

次に新株の引受又は取消の問題でございますが、新株の引受も意思表示の一般原則に従ひまして、錯誤の場合は無効であり、詐欺又は強迫による場合には取消し得べきものでありまして、又株式申込書の要件に欠があれば無効なわけでありまして、併し改正案では引受のような団体的な行為はなるべく劃一的に取扱ひまして、不要の紛争を防止することが適當かと考えましたので、設立の場合におきまして百九十一條と同趣旨の規定を設けることにいたしました。二百八十條ノ十二がその規定でございます。設立の場合とはつきり同趣旨のような規定を設けることにいたしました。ただ設立の場合と異なりまして、登記の後一年を経過した後は無効の主張又は取消をなすことを得ないものとしたいたしました。それは新株発行の場合には、引受後登記までの期間が設立の場合に比べて極めて短いので、そこに一定の猶予を置く趣旨であります。ところがこの期間を要綱で六ヶ月としておきますのは、引受人保護の見地からやや短きに失すると思ひましたので立案の際これを改めまして特に一年としたのでございます。

における百九十二條に倣ひまして規定を設けております。二百八十條ノ十三がそれでございます。ただ百九十二條におきましては引受人のない株式について取締役が引受権を認めることに止めておきまして、この義務の不履行の場合が考えられ、必ずしも適當でございせんので、改正案は百九十二條を改めまして、引受人のない株式は取締役が当然引受けたものと看做すということにいたしました。百九十二條ノ第一項にその多少の修正を加えております。尚新株発行の場合におきましては、設立の場合と異なりまして拂込未済の株式は当然引受人のない株式となりますので、二百七十條ノ十三では拂込未済の株式というものを省いております。

最後に新株の発行が授権資本の枠外で行われる、或いは全然取締役会の決議のないにも拘らず新株の発行が行われたというふうな場合には、新株の発行は無効であると考えております。併しこの無効を訴えによらないで、何人でも、如何なるときにも、これを主張し得る、而もその無効は過つて效力を生ずるということになりますと、株式の引受、拂込、譲渡、その他の移転、議決権の行使、利益配当等が過つて無効となりまして、広範圍の人々に不測の損害を及ぼすという点に鑑みまして、無効は必ず訴えを以て主張しななければならない、而もその訴えは発行の日から六ヶ月内に限つて許されるということにいたしますと同時に、株式発行の無効を宣言する判定が確定したときは、対外的な效力を生じ將來に向つて新株の発行が無効となるということにいたしましたのでございます。それは二百八十條ノ十五から二百八十一條ノ十八までの規定でございます。

次に第四十五の御説明を申上げます、これはいわゆる資本に関する定めでございます。債権者の会社に対する信用の担保は会社財産しかないことは申すまでもありませんので、現行法でも、又アメリカにおきましても、会社の純資産が利益配当等によつて一定額以下に至ることを防止する意味におきまして特に資本というものを定めておるわけでございます。かように定められましたた一定額は経済学上の資本と區別する意味で、法律上の資本又は表示資本と呼ばれておるものでございす。この資本を如何ように構成して行くかというところは一つの重大な問題であらうかと思ひますが、現行法では株金額の總額を以て資本といたしております。この度の改正では原則として一応この趣旨を踏襲いたしまして、額面株式にあつては株金額の總額、無額面株式にあつては発行価額の總額、無額面株式と無額面株式とを發行しておる場合には只今申しました金額の合算額が資本を構成するという原則を採用しております。これは二百八十四條ノ二の第一項でございます。併しこの資本の構成につきましては、アメリカの制度に倣ひまして相當重大な変更を加えておることに御留意を願ひたいと思ひます。その第一は、拂込剰余金というものの性格でございます。これは要綱で申しますと第四十六でございます。無額面株式につきましては、昨日申上げましたように、一定の金額に限りましてこれを拂込剰余金として留保いたしましたことを申上げて置きましたところのあることを申上げて置きました

が、條文中申しますと、二百八十四條ノ二の第二項に規定を設けまして、無額面株式につきましては発行価額中四分の一を超えない額を拂込剰余金として資本に組入れないことを認めたのでございます。尙設立の際におきましては、定款に最低発行価額というものを規定いたすことになつておりますが、特に設立の際における会社の資本の充實を図る意味におきまして、この拂込剰余金は最低発行価額を超ゆる部分であつて且発行価額の四分の一を超えない額に限つて留保し得るということにいたしましたのでございます。

次に要綱の第四十七でございます。新株発行のために要した費用につきましては、その額を貸借対照表の資産の部に計上して、一定期間内に均等償却することを認めたものでございます。これは現行法におきまして、設立費用について認められております取扱ひを新株の発行にも認めたものでございす。償却のための一定期間を三年といたしました。これは設立の際とは多少異にいたしましたけれども、新株の発行の性質上三年が適當かと考えましてさうようにいたしましたわけでございます。二百八十六條ノ二でございます。

尙改正案では現行法の二百八十八條の二項を削りました。これはプレミアム付で額面株式を發行した場合、又は無額面の発行価額の一部を拂込剰余金とした場合には、発行価額はプレミアム又は拂込剰余金より控除しないので均等償却をいたすこととしたのであります。併し、会社の健全化を図るためでございます。

次に要綱の四十八から五十まででございますが、これは準備金に関する問題でございます。便宜一括して御説明申上げます。改正法律案では、健全なる経理を實現するといふ要請に應ずるために、準備金に二種類の區別を設けたのであります。一つは利益を財源とする利益準備金でありまして、他はプレミアム或いは拂込剰余金、評価純益、減資剰余金、合併剰余金を積立てまするいわゆる資本準備金でございます。利益準備金は、現行法のように資本の四分の一に達するまで、毎決算期の利益の二十分の一以上を積立てることとしたいたしました。これは二百八十八條の規定でございます。資本準備金は、改正法律案の新設するところでありまして、プレミアム等の金額を、特にこの資本準備金として積立てることとしたのであります。この二つの準備金は、相互に無關係に積立てられるのであります。且つ両方の準備金とも資本の欠損填補以外にはこれを使用することができないということにいたしましたのであります。これは二百八十九條の第一項でございます。欠損填補の場合には、利益準備金を先ず先にいたしました。併し、利益準備金を以ても尚填補し能われないときに、資本準備金を充てるということにいたしましたのであります。資本準備金に関する規定は二百八十八條ノ二でございます。

次に要綱の五十一でございます。併し、これは会社の特別決議を以てしまして株式による配当といふものを認めたとでございます。條文の二百九十三條ノ二がこれに當るものでございます。二百九十三條ノ二でございます。即ち会社は特別決議を以て配当することと認めたとあります。これは現金

配当に替へまして、株式による配当であります。会社は、社内現金を保留することができるといふ点、株式の市価が余り高いために、株式の市場性が低いという場合に、株式配当をいたしまして市価を低減せしめると同時に、株式に市場性を與えるというふうな目的のために行われるように承知しております。これは株主の實質的權利には影響がないわけでありまして、ただ株数が殖えるだけでありまして、配当は株主の固有權利に屬するものであるという見解も相当有力であります。そこで、取締役会で決まらずに、特に特別決議によらしめたこととあります。申上げるまでもないと思ひますが、現行法では、配当は株主總會の決議によるということになつております。その建前は改正法律案においても認められておりますが、アメリカにおきましては、配当は前取締役の專權に屬してゐる。株主配当も、従いまして取締役会限りで行つておられるわけでありまして、これを現行法との調和を考えまして、特別決議によつてのみ株主に配当を認めたいということになります。尙株式による配当は紙面株式につきましては額面額、無額面株式につきましては株式による配当の特別決議で定めた発行価額で行うということにいたしまして、又配当すべき利益の額が表面額、又は発行価額に充たない端数があるときは、その部分につきましては株式による配当をいたさないで、現金を以て配当するといふ取扱をいたしまして、第三項の規定を設けたわけでございます。

それから等五十二でございます。これは準備金の資本組入れでございます。改正案では新たに準備金の資本への組入れを認めまして、資本構成に弾力性を與えたといふ点が大きな特徴であらうかと考えます。この組入れは準備金の全部又は一部について取締役会の決議を以て行うのでございます。條文で申しますと二百九十三條ノ三でございます。この場合には、原則としてたしましては、株式を発行いたさないかと考えますが、株主の株式に対する期待も相当強いかと考えます。そこで、取締役会は特に必要があると思へる場合には、その決議によりまして、旧株主に対して、その持株数に応じて株式を発行することができるといふことにいたしまして、取扱いの多少の便宜と申します。取締役会が株式に対して適當な措置を講ずるといふことを認めたのでございます。

第五十三は、株式の分割に関するものでございます。これは株式の市場価額が余りに高き過ぎるという場合に、適當數量に株式を増加することによりまして、株式の市価を下げ、或いは取引所上場の前提とするために行われるように承知しております。改正案では取締役会にこの權限を認めまして、会社は取締役会の決議によつて株式の分割をなし得るといふふうにしたのであります。六百九十三條ノ四がこれに関する規定であります。分割によりまして株主の實質的權利に変更を來たさないことは、株式による配当或いは準備金の資本組入れによる株式の発行の場合と同様でございます。ただ額面株式の分割は、當然定款の変更を伴いますので、取締役会の決議のみでは行われ得ないのでございます。従つてここに掲げております株式の分割は、無額面株式の分割に限ることになるわけでございます。

次に、第五十四と五十五でございます。これは株式に關する規定でございます。従来は株式の募集は株主總會の特別決議事項とされておつたのであります。が、改正案ではこれを改めまして取締役会の決議によつて株式を募集し得ることとしたのであります。これは二百九十六條でございます。これは余り論議のないことかと思ひますが、新株の発行といふふうな重大な權限が取締役会に與えられたこと、株式に依らざる借入であるならば如何に多額の金額でありましても取締役会で決定し得るといふ關係との權衡も考えまして、本来は業務執行に屬する事項であります。が、株式の募集はむしろ取締役会の決議によるのが適當であると考えられるのであります。次にこの株式の發行限度の問題でございます。現在の株式の發行限度の問題でございます。現行法では株式の總額は資本の額を超つておきませんが、改正案ではこれを改めまして資本の額と法定準備金の額との合計額を超えて株式を募集することとすべきでないといふことに改めまして、資本と同視して毫も差支ないと考えたからでございます。尙財産額による株式募集の制限は現行法と同様でございます。これは逐條説明のときに触れるかと思ひますが、現行法では株式の總額は資本の額を超えることができないといふことになつておりますのを改めまして、總額を超えて募集することはできないといふふうに変更したのでございます。

これはよく問題になります。オープン・エンド・モアゲージの取扱を便宜ならしめるために、現実に発行する際に株式が資本及び準備金の總額を超えておらねばよろしい、株式發行の決議をするに際しては、資本發行の決議をすることと目録は毫も差支ないといふことにいたしまして、株式募集に相當の弾力性を與えたためでございます。次に第五十六でございます。これは株式の發行の問題でございます。現行法では株式の發行については株式發行の株主總會の決議において、資本増加の決議をする必要があるのであります。が、この度の改正では株式發行の發行は株主に重大な利害關係を有します。そこで、定款又は特別決議を以て株式の條件及び換換によつて發行する株式の内容等を定めることを要するものといたしました。三百四十一條ノ二の第一項第二項でございます。そうしてこの定款の定め又は特別決議に基きまして、取締役会の決議によつて換換株式發行の細目を決定するわけでございます。換換によつて發行する株式の数は、定款所定の授權資本の枠内にしなければなりません。必ずこれを留保いたすことといたしました。又換換株式の發行価額を以て換換に要する株式の發行価額といたしております。これは現行法の趣旨と同様でありまして、資本維持の原則を貫くわけでございます。

次に五十七でございます。これは換換株式の效力發生時期に關する改正でございます。これは先に申しました換換株式に關する第十一において述べましたところと同様でございます。ただ換換株式の場合と異なりまして、株式の利益又は利息の外に株式の利息についても定款を以て特別の定めをなし得るといふことにいたしましたのでございます。

次に要綱の五十八でございます。これはいわゆる特別決議の議決方法に対する改正でございます。現行法が株主の頭数及び資本の双方によつて定足数を設けておりますのを改めまして、定足数を規定いたしませんで、發行済株式数を決議の基準としたのでございます。即ち出席した株主の議決權の三分の二以上であつて、且つ發行済株式数の過半数に當る多數を以てするといふことに改めようとするものでございます。三百四十三條の第一項でございます。現行法では特別決議につきまして仮決議を採用いたしまして、發行済株式数の過半数の多數を得られないといふときに、出席した株主の議決權の三分の二以上の多數で仮決議をすることができると。この場合には各株主に對して仮決議の趣旨を通知し、無記名株式が發行されております場合には、その趣旨を公告して更に二以内に株主總會を招集し、その總會において承認決議がなされたものと看做すといふことにいたしましたのであります。尤もこの承認は重要な事項であります。故に出席した株主の議決權の三分の二以上の多數であるといふことにいたしております。

第五十九は別段申上げるまでもないことであります。が、授權資本制度を採用いたしました結果、現行法の資本増加に關する規定は不要となりまして、これを削除いたしましたわけでありまして、次に第六十であります。資本の減

と考へまして、第三項の規定を設けたわけでございます。それから等五十二でございます。こ

だ額面株の分割は、当然定款の変更を伴いますので、取締役会の決議のみで行われ得ないのでございます。従つ

なつておりますのを改めまして、総額を超えて募集することはできないというふうに改めたのでございます。こ

ましたところと同様でございます。ただし転換株式の場合と異なりまして、株式の利益又は利息の外に社債の利息に

のでこれを削除いたしましたわけでありまして、次に第六十であります。資本の減

少は、資本の額は登記事項ではございすが、定款の記載事項ではありませんのので、資本を減少すること自体必ずしも特別決議による必要がないものと考へます。が、株主、債券者の権利に重大な影響を及ぼしますので、現行法通り特に特別決議としたのであり

かつたという場合に、株主に、会社から離脱して、資本を回収し得る途を拒いたものでございまして、この解散請求の申立は、ときに濫用の虞れがあるうかと考へましたので、発行済総株数の十分の一以上に当る株式を有する株主に資格を限定したわけでございます。この解散命令は、判決を以てなされることと考へております。

て、公益維持の立場から解散請求権を認めたとのが五十八條乃至六十條でございます。現行法によりますと、裁判所のなす会社の解散命令は利害関係人、若しくは検査官の請求によるか、又は裁判所の職権によつて行われるものであります。が、改正案ではこの請求権者の中検査官を法務総裁に改めまして、尙請求の事由に変更を加えて、これを明確にし、利害関係人の請求につきましては、担保を必要としないということにいたしましたのであります。尙要綱では解散請求権者を法務総裁に限つておりましたが、その後いろいろ研究いたしましたして、又関係方面の示唆もございまして、現行法通り利害関係人も公益維持に參與せしむることが適当と考へましたので、利害関係人も現行法通り請求権者に加えたわけでございます。

いて公平妥當な裁判をするという意味における裁量権を否定したものでございせんので、裁判所におきまして個々の事案につきまして諸般の事情を十分検討し、合理的な判断を下される余地は十分留保されておるつもりでございます。又現行法における株主總會決議取消しの訴えの出訴期間が一月とされておりましたのはやや、短きに失しますので、株主の保護の見地からこれを三月に延長いたしましたわけでございます。

本日はこの程度にして置きます。○大野幸一君 世上いわゆる佐藤事件ということが伝えられておりますが、これは国政調査の一部として取上げようとして否決されたようでありまして、が、そも／＼検査に當つて検査が公平に行われているか、権力に屈してはいないかということをお調べすることも、この参議院の法務委員会において、裁判、検査に對しての特別調査の範囲内に入つて、むしろこれは参議院の方で取上げらるべきものであると考へておりますが、何分にも世人はまだ疑惑を持つておりますし、衆議院の取上げなかつた理由については、多分に政党的情実があつたようでございます。から、私は本日午後から開かれる理事会に對して、衆議院が考査委員会にも法務委員会にも取上げようとして取上げられなかつたこの事件を、この法務委員会において取上げることかといふことについて、一つ御審議を煩わしたいと思ふ次第であります。

次に第六十一でございます。現行法は会社の整理の申立をなし得る株主を三月前より引続き資本の十分の一以上に當る株式を有する株主としておりますが、株主の権利強化の見地から改正案は発行済総株数の百分の三以上に當る株主にこの申立権を認めるわけでございます。三百八十一條の第一項でございます。尙第六十五の清算人の解任の申立及び第六十六の特別清算の場合における検査命令の申立につきましても、右と同様の趣旨で、申立権を有する株主の有すべき株式数をそれ／＼資本の十分の一以上から発行済総株数の百分の三以上に引下げたわけでございます。

第六十五、第六十六は先に簡単に申上げましたので説明を省略いたします。次に第六十七でございます。株式合資会社は沿革的に見ましても変態の会社であります。その構造が複雑で、企業形態として必ずしも実用性があるとも考へられませんが、又現在その数も非常に多いといふことに鑑みまして、これを廃止することとしたのでございます。尤もこれは改正法律案の施行法の問題として研究いたすべき事項かと考へられますが、現に存在する株式合資会社は固よりその存在を認めまして、将来に向つて株式合資会社の新設を抑えていくといふふうな取扱い方をいたしたいと考へております。

次に第六十九の要綱を御説明申上げます。株主、債権者が会社編に規定する訴を提起するにつきては、会社の請求によつて担保を提供せしむるという現行法の規定は、株主、債権者の訴の自由を事実上奪つてしまつたので、この規定を削除いたしましたのでございます。又裁判所の裁量による請求棄却に關する規定、現行法の第七百七條或いは二百五十一條等でございます。この裁判所の裁量による請求棄却を求めるといふ規定の表現は、多少的確を欠く点もありまして、裁判所による裁量を基として広く解せられる虞れもありましたので、むしろこれを削ることを妥當と考へたわけでございます。併し、これを削りましたのは、裁判所の裁量権を申しますか、この法規を適正に解釈して、その事案につ

次に七十から七十二までは外国会社に關する要綱でございます。現行法によりますと、外国会社は日本に支店を設けた場合に限つて登記を必要とし、その登記あるまでは第三者は会社の成立を否認することができなくなつております。その結果はその間の法律關係が錯雜し取引の安全を害する虞れがあるもので、この点を改正いたしましたわけでございます。尙、要綱の七十二は外国会社の法律上の地位を明確にいたしましたのでございます。條文で申上げますと、四百七十九條四百八十一條、四百九十八條、三、四百八十五條、二でございます。第七十三でございますがこれは以上のような改正に伴ひまして会社編の中に所要な改正を加えたわけでございます。又罰則につきましては、他の刑罰法令との權衡も考へまして罰金額を約五十倍に引上げた外、規定を整備いたしましたわけでございます。誠に簡単にございまして、大体要綱に關する説明をこれで終りたいと思ひます。

○委員長(伊藤修善) では本案につきましては来週の日曜日から一般質問に入りたいと思ひます。

次に、第六十二を御説明申上げたいと思ひます。これは、株主に会社の解散判決を求める権利を認めたものでございまして、会社の業務の進行が不能又は不適當な場合、例えて申しますると、会社が業務執行上著しく難局に達して、業務を進行するならば会社に回復すべからざる損害を生ずるといふ虞れの甚だしい場合、又は会社財産の管理が著しく失當で会社の存立を危くするといふような場合に、株主が他に認められたあらゆる救済方法、例え

次に第六十八でございます。要綱の第六十二の解散が株主の私益的立場から認められておりますのに對しまし

午後零時二十三分休憩

午後二時八分開会

○委員長(伊藤修善) それでは午前中に引続きまして法務委員会を開きます。

只今理事會において商法の調査のため、名古屋、大阪、福岡、この三ヶ所におきまして各業界の事情を調査するため、衆議院と同調いたしまして緊急打合せをいたしまして、出張することにしたというのを理事會において決定いたしました。尙當委員會におきまして十六、十七日商法に関する公聴會を開きたいというふうな理事會において決定をいたしました。御風議ありませんか。

○委員(伊藤修) では本件調査につきまして、御賛成の方は御起立をお願いします。
〔起立者多数〕
○委員(伊藤修) 多数と認めます。よつて本件は、當委員會におきまして適當に調査することに決定をいたします。では外に御発言ありませんか。では本日はこれを以て散會いたします。

午後二時十一分散會
出席者は左の通り。
理事 委員 佐藤 修君
委員 鬼丸 義彦君
岡部 常君
宮城タマヨ君
委員 大野 幸一君
齋 武雄君
遠山 内市君
政府委員 松井 道夫君
松村眞一郎君
松村眞一郎君
務室第一局長 岡咲 恕一君

○委員(伊藤修) 他に御意見ありませんか。

○委員(伊藤修) 他に御意見ありませんか。

六十九号)の一部を次のように改正する。
第二條第四項中「十八歳」を「十六歳」に改め、同條第五項中「おおむね」を削る。

第八條第一項第三号(但し、十六歳以上のものに限り)を削る。

第十條中「承認を経て、地方少年保護委員會に対し、移送の認可を求めなければならない。」を「認可を得て、これを移送することが出来る。」に改め、但書を削り、同條に次の二項を加える。

1 前項の規定により在院者を他の少年院に移送した場合において、移送した少年院の長は、すみやかに、本人を移送した裁判所にその旨を通知しなければならない。

2 第一項の規定により在院六月以上の在院者を他の少年院に移送した場合においては、移送した少年院の長は、すみやかに、その少年院所在地の地方少年保護委員會にもその旨を通知しなければならない。但し、在院者が二十歳以上の場合には、地方成人保護委員會に通知しなければならない。

第十六條を次のように改める。
第一項 少年保護鑑別所は、少年院法第三十三條第一項第二号の規定により送致された者を收容するとともに、家庭裁判所の行う少年に対する調査及び審判並びに保護処分、執行に資するため、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基いて、少年の資質の鑑別を行う施設とする。

第十六條の次に次の二條を加える。
第十六條之三 少年保護鑑別所は、家庭裁判所、少年院の長及び地方少年保護委員會以外の者から少年の資質の鑑別を求められたときは、前條の業務に支障をきたさない範圍において、これに応ずることが出来る。
前項の鑑別については、法務府令の定めるところにより、実費を徴収するものとする。

第十七條の次に次の三條を加える。
第十七條之三 少年院から退院し、若しくは仮退院し、又は少年保護鑑別所から退所する者が、帰宅旅費又は相当の衣類を持たないときは、予算の範圍内において、これに旅費又は衣類を給與することが出来る。

第十七條の三 少年院又は少年保護鑑別所の長は、收容中に死亡した者の遺留金品について、現権者、後見人又は親族から請求があつたときは、請求者にこれを交付しなければならない。

前項の遺留金品は、死亡の日から一年以内に同項の請求がないときは、國庫に帰属する。

第十七條の四 少年院又は少年保護鑑別所に收容中に逃走した者の遺留金品は、逃走の日から一年以内に本人の居所が分らないときは、國庫に帰属する。

第二十二條第一項中「少年保護鑑別所」を「少年保護鑑別所」に改める。

附則
1 この法律は公布の日から施行する。
2 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第七條第二項第二号中「少年保護鑑別所」を「少年保護鑑別所」に改める。

第十三條の四第一項及び第三項中「少年保護鑑別所及び少年鑑別所」を「及び少年保護鑑別所」に、同條第二項中「並びに少年保護鑑別所及び少年鑑別所」を「及び少年保護鑑別所」に改める。

第十三條の五第一項中「少年保護鑑別所及び少年鑑別所」を「及び少年保護鑑別所」に改める。

別表五中東京少年鑑別所の項から松山少年鑑別所の項までを削り、東京少年保護鑑別所の項から松山少年保護鑑別所の項までのうち「少年保護鑑別所」を「少年保護鑑別所」に改める。

三月二日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。
裁判所職員の見解に関する法律の一部を改正する法律案
裁判所法等の一部を改正する法律案

三月二日日本委員會に左の事件を付託された。

少年院法の一部を改正する法律案
少年院法の一部を改正する法律案
少年院法(昭和二十三年法律第九

少年院法の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

○委員(伊藤修吉) 他に御意見あり
まじらんか。

少年院法の一部を改正する法律案
少年院法の一部を改正する法律
少年院法(昭和二十三年法律第百

分の執行に資するため、医学、心
理学、教育学、社会学その他の専
門的知識に基いて、少年の資質の
鑑別を行う施設とする。

前項の遺留金品は、死亡の日か
ら一年以内に同項の請求がないと

裁判所法等の一部を改正する法律
案

裁判所職員等の定員に関する法律の一
部を改正する法律案

裁判所職員等の定員に関する法律
の一部を改正する法律

裁判所職員等の定員に関する法律
(昭和二十二年法律第六十四号)の一
部を次のように改正する。

第一條中「判事 専任千二百六十
人」を「判事 専任千六百六十六人
二人」を「判事補 専任四百四十四人」
に改める。

第二條中「専任十三人 一級」を
「専任十一人 一級」に改める。

第二條の次に次の一條を加える。
第二條之二 裁判所書記官研修所教
官の員数は、左の通りとする。

専任二人 一級
専任三人 二級
第三條中「二十二人」を「二十四人」
に改める。

第四條中「専任八百四十九人」
を「専任八百五十五人」に改める。

第三條を「専任七百五十五人
三級」を「専任二千八百二十七人」
に改める。

第四條の二中「専任五百九十九人
三級」を「専任千六百五十八人 三級」
に改める。

第四條の三中「専任二千二十八人
三級」を「専任二千五十八人 三級」
に改める。

第四條の四 少年調査官の員数は、
左の通りとする。

専任二人 一級
専任二百三十人 三級
第四條の五 少年調査官補の員数
は、左の通りとする。

専任三百一人 二級
専任三百一人 三級
第五條中「専任三十七人 三級」を
「専任四十二人 三級」に改める。

第四部 法務委員会決議第五号 昭和二十五年三月三日【参議院】

第四條の三の次に次の二條を加え
る。

第四條の四 少年調査官の員数は、
左の通りとする。

専任二人 一級
専任二百三十人 三級
第四條の五 少年調査官補の員数
は、左の通りとする。

専任三百一人 二級
専任三百一人 三級
第五條中「専任三十七人 三級」を
「専任四十二人 三級」に改める。

附則
この法律は、昭和二十五年四月
一日から施行する。但し、第四條
の四及び第四條の五の改正規定
は、裁判所法等の一部を改正する
法律(昭和二十五年法律第 号)
公布の日から起算して三十日を経
過した日から施行する。

裁判所法等の一部を改正する法
律の公布の日から起算して三十日
を経過する日までは、第四條の改
正規定中「専任七百五十五人
三級」を「専任二千八百二十七人
三級」とあるのは「専任九百八十九
人 三級」と、第五條の改正規定
中「専任四十二人 三級」とあるの
は「専任五十六人 三級」と読み替
えるものとする。

裁判所法等の一部を改正する法律案
裁判所法等の一部を改正する法
律

第一條 裁判所法(昭和二十二年法
律第五十九号)の一部を次のよう
に改正する。

第十四條の二を第十四條の三と
し、第十四條の次に次の一條を加
える。

第十四條之二(裁判所書記官研修
所) 裁判所書記官の研究及び修
養並びにその養成に関する事務
を取り扱わせるため、最高裁判
所に裁判所書記官研修所を置
く。

第四十一條第二項中「司法研修
所教官」の下に「裁判所書記官研
修所教官」を加える。

第四十二條第一項第五号中「又
は司法研修所教官」を「司法研修
所教官又は裁判所書記官研修所教
官」に改める。

第四十四條第一項第四号中「司
法研修所教官」の下に「裁判所書
記官研修所教官」を加える。

第五十五條第二項中「二級又は
三級」を削る。

第五十六條第一項中「一級」を
削る。

裁判所書記官研修所教官は、
上級の指揮を受けて、裁判所書
記官研修所における研究及び修
養の指導並びに養成を掌る。

第五十六條之三(裁判所書記官研
修所長) 最高裁判所に裁判所
書記官研修所を置き、一級の
裁判所書記官研修所教官の中か
ら、最高裁判所が、これを補す
る。

裁判所書記官研修所所長は、最
高裁判所長官の監督を受けて、
裁判所書記官研修所の事務を掌
理し、裁判所書記官研修所の職
員を指揮監督する。

第六十一條の二中「少年保護司」
を「少年調査官」に「上席少年保護
司」を「上席少年調査官」に改め、
同條第一項を次のように改める。

各家庭裁判所に通じて別に法
律で定める員数の少年調査官を
置く。

第六十一條の二第一項の次に次
の一項を加える。

少年調査官は、一級又は二級
とする。

第六十一條の二の次に次の一條
を加える。

第六十一條之三(少年調査官補)
各家庭裁判所に通じて別に法律
で定める員数の少年調査官補を
置く。

少年調査官補は、二級又は三
級とする。

少年調査官補は、上級の命を
受けて、少年調査官の事務を補
助する。

第六十五條を次のように改め
る。

第六十五條(勤務裁判所の指定)
裁判所調査官、裁判所事務官
(事務局長たるものを除く)、裁
判所書記官、裁判所書記官補、
少年調査官、少年調査官補及び
裁判所書記官の勤務する裁判所
は、最高裁判所の定めるところ
により、最高裁判所、各高等裁判
所、各地方裁判所又は各家庭裁
判所がこれを定める。

第七十一條の次に次の一條を加
える。

第七十一條之二(警察官等の派出
要求) 裁判長又は開廷をした
一人の裁判官は、法廷における
秩序を維持するため必要があると
認めるときは、都道府県国家地
方警察本部の長又は市町村警察
長(特別区の存する区域の警察
長を含む)に警察官又は警察吏
員の派出を要求することができる。
法廷における秩序を維持す
るため特に必要があると認め
るときは、開廷前においてもその
要求をすることができる。

前項の要求により派出された
警察官又は警察吏員は、法廷に
おける秩序の維持につき、裁判
長又は一部の裁判官の指揮を受
ける。

第七十二條第二項中「前項」を
「前二項」に改め、同條第一項の次
に次の一項を加える。

前條の規定は、前項の場合に
これを準用する。

第七十三條中「前二條」を「第七
十一條又は前條」に改める。

附則第三項中「司法研修所教官」

七

(910)

の下に「又は裁判所書記官研修所教官」を加える。

第二條 檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第三号中「若しくは司法研修所教官」を「司法研修所教官若しくは裁判所書記官研修所教官」に改める。

第三條 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「司法研修所」の下に「裁判所書記官研修所」を加える。

第四條 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第六号中「最高裁判所長官秘書官」の下に「最高裁判所判事秘書官」を、「司法研修所教官」の下に「裁判所書記官研修所教官、高等裁判所長官秘書官」を、「裁判所事務官」の下に「裁判所書記官、裁判所書記官補、少年調査官、少年調査官補」を加え、同條第七号を「七 中央更生保護委員会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の職員に改める。

第五條 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

「少年保護司」を「少年調査官」に改める。

附則

一 この法律のうち、裁判所法第六十一條の二、第六十一條の三及び第六十五條の改正規定、檢察審査会法第六條第六号の改正規定中少

年調査官及び少年調査官補に関するもの並びに少年法の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の部分は昭和二十五年四月一日から施行する。

二 この法律の公布の日から起算して三十日を経過した際に少年保護司に補せられている裁判所事務官で、少年調査官に任命されないものは、別に辞令を發せられないときは、裁判所事務官を兼ねて少年調査官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

三 各家庭裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、少年調査官補に少年調査官の職務を行わせることができる。